

平成 29 年 7 月

お客さま 各位

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について  
(振り込め詐欺防止対策)

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫で平成 29 年 4 月 3 日より実施しております「キャッシュカードの振込機能の一部利用制限」(振り込め詐欺防止対策)につきまして、更なる還付金詐欺の防止のために利用制限の対象範囲の変更を行います。何卒、ご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象範囲の変更箇所

次のお客さまの口座は、キャッシュカードによる A T M での振込ができなくなります。

	対象となる口座
<b>変更後</b>	毎月月末時点において次の項目に該当する口座が対象となります。 ①70 歳以上のお客さまのキャッシュカード保有口座 ②当金庫の A T M で <b>過去 1 年間</b> 、キャッシュカードによる A T M 振込をされていない口座 (注) 上記の①および②の条件を同時に満たす口座が対象となります。
<b>変更前</b>	毎月月末時点において次の項目に該当する口座が対象となります。 ①70 歳以上のお客さまのキャッシュカード保有口座 ②当金庫の A T M で <b>過去 3 年間</b> 、キャッシュカードによる A T M 振込をされていない口座 (注) 上記の①および②の条件を同時に満たす口座が対象となります。

2. **変更後**での運用開始日

平成 2 9 年 8 月 1 日 (火)

3. 上記お客さまがキャッシュカードによる振込を希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し付けください、ご本人様確認のうえ、振込できるよう変更させていただきます。

【ご持参いただくもの】 本人確認書類、キャッシュカード

4. キャッシュカードによる『お預入れ』や『お引出し』は、従来通り可能です。

以上